

掛川市条例第9号

掛川市倉真財産区運営基金条例をここに公布する。

令和4年3月9日

掛川市長

(別紙)

## 掛川市倉真財産区運営基金条例

### (設置)

第1条 掛川市倉真財産区（以下「財産区」という。）の財産の維持管理その他財産区の運営に要する経費の財源に充てるため、掛川市倉真財産区運営基金（以下「基金」という。）を設置する。

### (積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、予算の定めるところによる。

### (管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

### (運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、掛川市倉真財産区特別会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

### (処分)

第5条 基金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(1) 経済事情の変動等により財産区の財源が不足する場合において、当該不足額を埋めるための財源に充てるとき。

(2) その他財産区の財産の維持管理上特に必要があると認める経費の財源に充てるとき。

### (委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の日の前日までに、財産区において積み立てられた現金及びその運用により取得した有価証券は、それぞれこの条例により積み立てられた基金とみなす。